

東通1号機における新規規制基準適合に向けた取り組み状況について(2018年5月24日現在)

1. 適合性審査の状況

(1) 地震・津波の審査

a. 地震(敷地内断層関係)

敷地内の断層		審査状況
耐震重要施設等の直下の断層	f-1断層	「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことが確認された。
	f-2断層	
	m-a断層	現在の取水設備とは別に、当断層の直上とならない位置に補機冷却海水系取水設備を設置する方針を説明し理解をいただいた。今後は、下記「耐震重要施設等の直下でない断層」の審査の中で、審議される予定。
耐震重要施設等の直下でない断層	F-1~F-10、およびその他の敷地内断層	「震源として考慮する活断層」に該当するかどうかについて、今後審査が行われる予定。

b. 津波

- ・基準津波(最高水位11.7m)の評価について説明中。

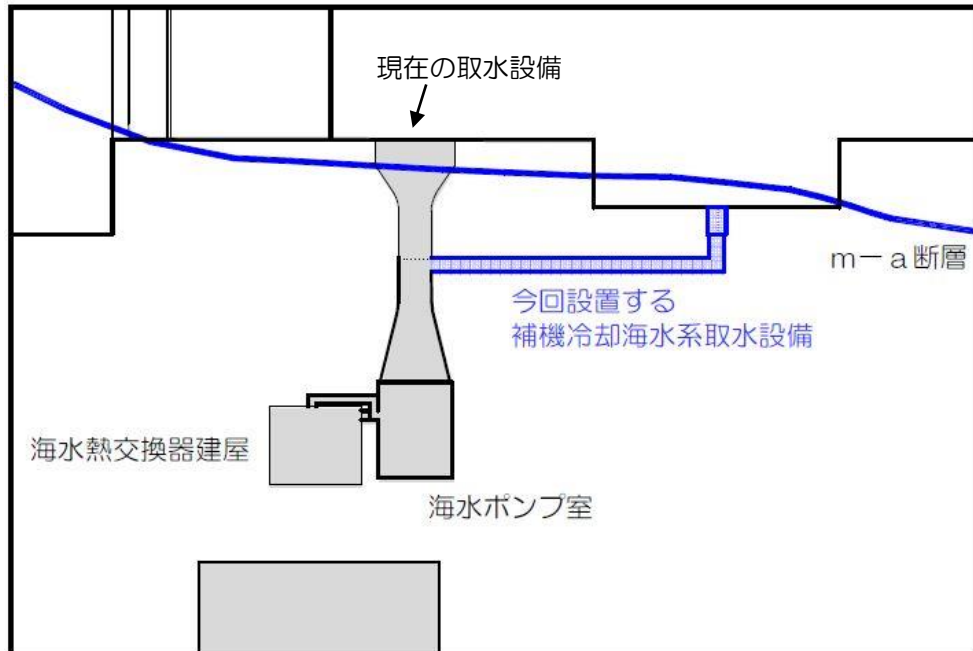
(2) プラント(設備)の審査

- ・先行プラントの審査状況を踏まえた審査資料を準備中。

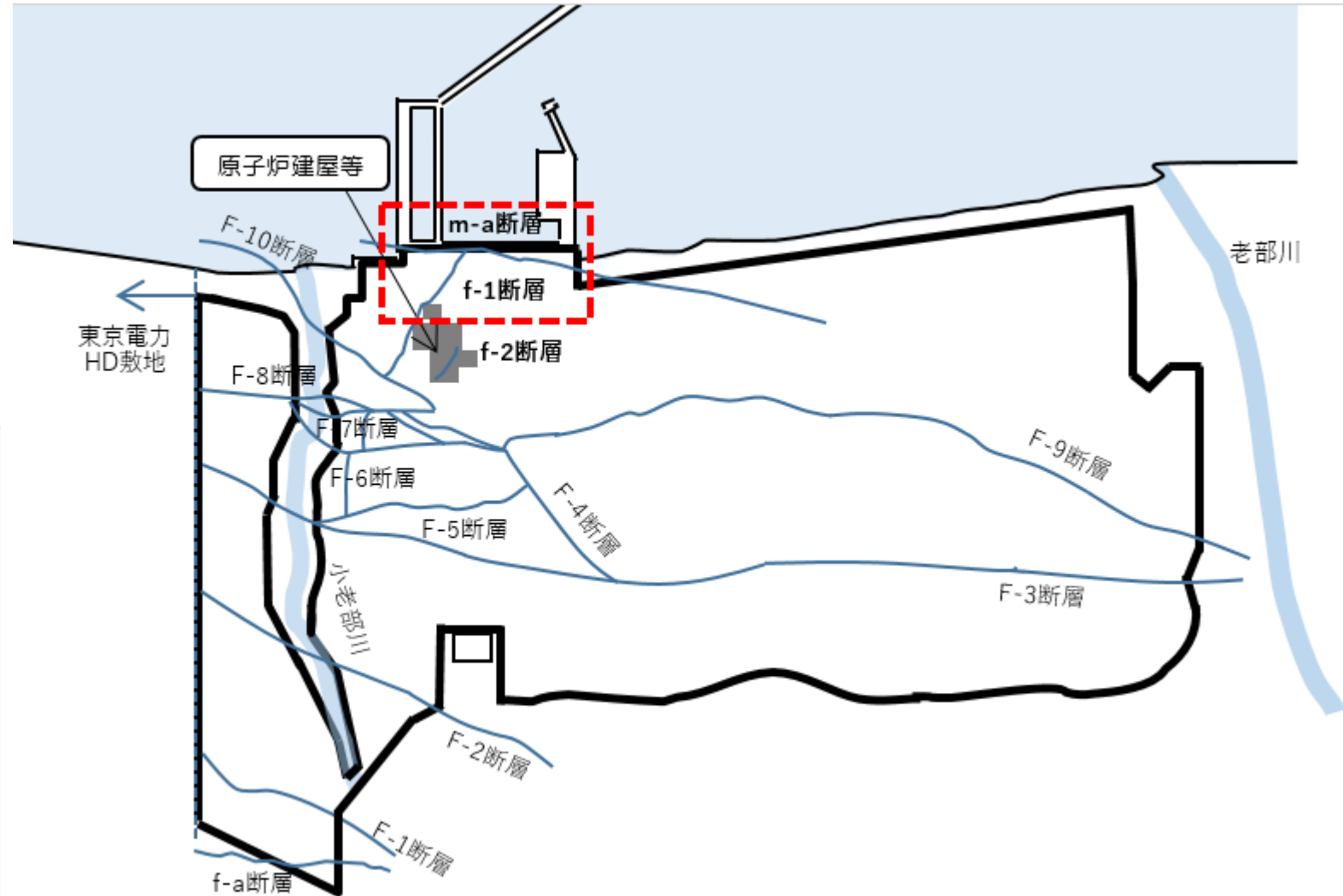
2. 安全対策工事(追加・変更)の例

- ・適合性審査の過程で得られた知見・評価を設計に反映させる工事の一例

⇒補機冷却海水系取水設備の設置



補機冷却海水系取水設備 概要図 (右図の拡大図)



東通原子力発電所 敷地内断層位置図